

## 介護保健施設サービス(在宅強化型)利用料金表

(個室)

H30. 8月～

単位: ¥

介護度	1	2	3	4	5
施設サービス費	739	810	872	928	983
食費(※)	1,480				
居住費(※)	1,640				
サービス提供体制強化加算	18				
夜勤職員配置加算	24				
合計(日)	3,901	3,972	4,034	4,090	4,145
合計(月)	120,931	123,132	125,054	126,790	128,495

特別な室料(日)	1F 2,700 / 2F 0				
----------	-----------------	--	--	--	--

(多床室)

介護度	1	2	3	4	5
施設サービス費	818	892	954	1,010	1,065
食費(※)	1,480				
居住費(※)	420				
サービス提供体制強化加算	18				
夜勤職員配置加算	24				
合計(日)	2,760	2,834	2,896	2,952	3,007
合計(月)	85,560	87,854	89,776	91,512	93,217
第1段階合計(月)	35,960	38,254	40,176	41,912	43,617
第2段階合計(月)	50,220	52,514	54,436	56,172	57,877
第3段階合計(月)	58,280	60,574	62,496	64,232	65,937

※ 厚労省で定めるものについては減額の対象となります。

	第1段階	第2段階	第3段階
食費	300	390	650
居住費 多床	0	370	370
個室	490	490	1,310

**その他の料金**

電気料金(持込の場合)	テレビ、CDラジカセ、パソコン等の電化製品を持ち込んだ場合(日)	40
	電気カミソリのみ持ち込んだ場合(日)	10

## その他加算

初期加算	入所日から30日間に限り、加算(日)	30	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	在宅への退所者の割合、平均在所日数、平均介護度が一定の基準を満たされた場合	46	
短期集中リハビリテーション実施加算	医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、入所から3月以内週3日以上の中核的リハビリテーションを行った場合。	240	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	※認知症短期集中リハは認知症であると医師が判断した場合。	240	
栄養マネジメント加算	栄養状態に応じて、ケアマネジメントを行った場合(日)	14	
低栄養リスク改善加算	低栄養リスクの高い入所者に対して、多職種が協働して低栄養状態を改善するための計画を作成し、この計画に基づき、定期的に食事の観察を行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた栄養・食事調整等を行った場合(月)	300	
再入所時栄養連携加算	経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合(回)	400	
かかりつけ医連携薬剤調整加算	処方する内服薬の減少について退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合(日)	125	
排せつ支援加算	排泄障害等のため、排泄に介護を要する者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合(月)	100	
褥瘡マネジメント加算	褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理した場合(3月に1回を限度)	10	
療養食加算	医師の発行する食事せんに基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合(1食)	6	
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対して口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術助言及び指導を行った場合(月)	90	
口腔衛生管理体制加算	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術助言、指導を月1回以上行っている場合(月)	30	
緊急時治療管理	病状が著しく変化した場合に、緊急やむを得ない事情により行われる医療行為を行った場合	511	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載し、所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表している場合(日)	235	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	診断及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載し所定疾患施設療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該入所者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(日)	475	
経口移行加算(原則180日まで)	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合(日)	28	
経口維持加算(原則6月以内)	Ⅰ	経口摂取で摂食機能障害や誤嚥を有する入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師・歯科医師・管理栄養士・看護師・介護支援専門員その他の職種が共同して、食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成している場合で、医師又は歯科医師の指示に基づき、管理栄養士が栄養管理を行った場合(月)	400
	Ⅱ	協力歯科医療機関を定めている場合であり、経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察及び会議等に、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合、(Ⅰ)に加えて算定(月)	100
ターミナルケア加算	医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 入所者又はその家族の同意を得て入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ、随時説明を行い同意を得てターミナルケアが行われている場合。	死亡日以前4～30日(日)	160
		死亡日の前日及び前々日(日)	820
		死亡日当日(日)	1,650

外泊日加算(1月につき6日)	外泊をした場合に、所定単位数に代え算定(日)	362
外泊時費用(1月につき6日)	入所者に対して居宅における外泊を認め、施設が在宅サービスを提供した場合(日)	800
認知症情報提供加算	入所された方で認知症の疑いがある場合、より適切なサービスを提供する観点から認知症疾患医療センター等に紹介した場合(1回)	350
介護職員処遇改善加算	介護職員の処遇改善に加え、さらなる資質向上・雇用管理・労働環境の改善を進める事業所対象、該当する単位数に一定割合が加算	該当単位数の1000分の39

### 退所時に係る加算

入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所前30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問。退所を目的とした施設サービス計画及び診療方針の決定を行った場合	450
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所前30日以内または入所後7日以内に居宅を訪問。退所を目的とした施設サービス計画及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480
退所時情報提供加算	退所後の主治医に対して、当該入所者の診療状況を示す文書を添え、紹介を行った場合	500
退所前連携加算	居宅サービスを利用する場合、希望する居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供し、連携し調整した場合	500
訪問看護指示加算	訪問看護指示書を交付した場合	300

※介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度と介護保険負担割合証による負担割合によって料金が異なります。上記記載は食費・居住費・特別な室料・電気料金以外は介護保険1割負担の金額となります。